

議案第 1 1 6 号

川崎市個人情報保護条例及び川崎市手数料条例の一部を改正する条例の  
制定について

川崎市個人情報保護条例及び川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市個人情報保護条例及び川崎市手数料条例の一部を改正する条例  
(川崎市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 川崎市個人情報保護条例（昭和 6 0 年川崎市条例第 2 6 号）の一部を  
次のように改正する。

第 3 0 条第 6 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」  
を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(川崎市手数料条例の一部改正)

第 2 条 川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 2 条第 1 5 号及び第 1 6 号を次のように改める。

(15)及び(16) 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。